

「チャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務」落札者決定基準

1 本書の目的

本書は、「チャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務」（以下「本業務」という。）に係る総合評価一般競争入札における落札者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

2 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、入札金額を評価する「価格点」と企画内容を評価する「企画点」の合計点数である「総合評価点」が最も高い者を落札者とする。

(1) 得点配分

得点配分については以下のとおりとする。

総合評価点（1,000 点満点）＝企画点（700 点満点）＋価格点（300 点満点）

(2) 総合評価点が同点となった場合

総合評価点が同じものが2社以上ある場合、「企画点」が高いものを落札者とする。「企画点」が同じ場合は、「入札金額」が低い者を落札者とし、「企画点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、「企画点」のうち「機能要件」の点数が高いものを落札者とする。「機能要件」の点数が同じ場合には、別途日を定め、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

3 企画審査の実施主体

本市が設置する審査委員会が、企画提案書及び面接の内容を審査・評価し、「企画点」を決定する。

4 価格点の算出方法

価格点の配点は300点とし、以下のとおり算出する。なお、入札価格については消費税を含めたものとする。また、価格点の算出に当たっては小数点以下を切り捨てる。

価格点 = $300 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

※ 「入札価格／予定価格」を求める際は、小数点3位で四捨五入する。

5 企画点の算出方法

企画点の配点は700点とし、以下のとおり評価を行い、算出する。

- (1) 評価は「7 評価基準」に基づいて行う。
- (2) 各評価については5段階評価を行う。標準的なものをCとして評価する。
特に優れているものをAとして評価し、特に劣るものをEとして評価する。
その評価の配点については、Aが各項目の10割、Bが8割、Cが6割、Dが4割とし、Eは0点とする。
- (3) 企画点における評価者1人当たりの平均点数について、420点を最低基準点とするが、評価項目「体制等」の合計点が0点であるものは、その総合点にかかわらず最低基準点を下回るものとみなす。

6 失格となる場合

以下に該当する場合は、企画内容を問わず失格とし、以降の評価・採点を行わない。

- (1) 入札価格が予定価格を超えてしまった場合。
- (2) 5(3)に記載の最低基準点を下回る場合。
- (3) 企画書の様式が企画書作成要領2及び4を満たしておらず審査に支障をきたす場合。
- (4) 面接参加の意思表示を行った後において、本市担当者へ事前に連絡することなく、面接を欠席した場合。
- (5) 提出書類に虚偽があることが判明した場合。

7 評価基準

評価項目			配点
企画 点	体制等	設計、開発に係る作業内容及び実施体制 作業内容及び作業方法について評価する。本市、本業務の受託者の役割分担及び責任範囲について評価する。また、事業実施が可能な職員配置等の実施体制を整えているか、セキュリティインシデントに対応するための体制を整えているかを評価する。	225 点
		運用保守に係る実施内容及び実施体制 上記と同様。	
		業務責任者、副業務責任者について チャットボットシステムのプロジェクトに携わった経歴について評価する。	
	機能要件	- チャットボットに係る要件 仕様書（案）「8 要件定義」(3)のうち①から⑥について対応方法等を評価する。 - 文書ファイル検索に係る要件 仕様書（案）「8 要件定義」(3)のうち⑪から⑬について対応方法等を評価する。 - その他に係る要件 仕様書（案）「8 要件定義」(3)のうち⑦から⑩、⑭から⑯について対応方法等を評価する。 - 効果的な事業実施に係る運用 仕様書（案）「8 要件定義」(3)のうち⑰及び⑱について実施内容や実証項目を達成するためのスケジュールを評価する。	400 点
	経歴	他自治体等における類似事業の受託実績 他の自治体や官公署へ導入したチャットボットシステムについてその経歴を評価する。	75 点

「企画点」小計			700 点
価 格 点	費 用	費用が低廉であるかどうか。	300 点
		費用については、書類審査及び面接による評価が終了した後 に評価する。	
「価格点」小計			300 点
総計			1,000 点

※ 最低基準点

企画点における評価者 1 人当たりの平均点数について、420 点を最低基準点とするが、評価項目「体制等」の合計点が 0 点であるものは、その総合点にかかわらず最低基準点を下回るものであるとみなす。